

主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告人らの特別抗告理由（後記）について。

所論 1 および 2 は、原判示に副わない事実を前提とする違憲の主張であり、所論 3 は、違憲をいう点もあるが、その実質は単なる法令違反の主張に帰し、いずれも適法な特別抗告の理由に当たらない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三八年四月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 下 飯 坂 潤 夫

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官 斎 藤 朔 郎